

平成27年（行ウ）第15号 年金額減額処分取消請求事件

原告 八木靖彦 ほか141名

被告 国

## 求釈明申立書

平成27年11月10日

札幌地方裁判所 民事第5部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 哲之

ほか15名

### 第1 基礎年金制度と憲法25条について

- 1 原告は、訴状において、昭和60年に基礎年金制度が導入された際、基礎年金の年金額は、生活保護の生活扶助基準額を上回るものとして説明されていたが、現実には、厚生年金（老齢厚生年金）を加えても生活保護の生活扶助基準額にも満たない年金受給者が多数存在していると主張した（訴状第3の2(1)ア（6頁））。

これに対して、被告は、昭和60年改正法の審議過程での衆議院社会労働委員会における政府委員の答弁内容（乙1）を引用して、老齢基礎年金導入時の額は、高齢者の平均的な生活費のうち、その基礎的な支出を賄うものとして位置づけられ、その年金額が定められたとした上で、拠出した保険料が少なければ当然年金額が低くなるのであって、その結果として、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給額を合算した額が生活扶助基準額に満たない者も存在し得るにすぎないと主張する（被告第1準備書面第1の2(1)ア(ウ)（8～9頁）、同第2の4(3)（17～18頁））。

- 2 しかし、被告の引用する政府答弁を踏まえても、老齢基礎年金の年金額について、「高齢者の平均的な生活費のうち、その基礎的な支出を賄うもの」の意味するところが明らかではない。

乙第1号証の政府委員の答弁では、被告の引用部分に引き続き

て、5万円という基礎年金額を定めた根拠について、全国消費実態調査の65歳以上の単身者の消費支出から、教養娯楽費や交通費、保健衛生費等の雑費を控除した、飲食等を中心にした消費支出を一つの目途にした旨が述べられているが、控除される雑費に住居費や光熱水費は含まれるのか、控除される保健衛生費には医療費も含まれるのかなど、不明な点が多い。しかも、そもそも、なぜこれらの雑費が控除されたのか、その取捨選択の根拠も不明である。

さらに、この基礎年金額を定める際に、財政的裏付けが検討されたのかどうか明らかでない。

また、生活保護の生活扶助基準額は考慮されたのか、考慮されたのであれば、どのような形で考慮されたのか、考慮されなかったのであれば、なぜ考慮されなかったのかも不明である。

(求釈明)

- 1 老齢基礎年金の年金額について、「高齢者の平均的な生活費のうち、その基礎的な支出を賄うもの」の意味するところについて、具体的に明らかにするとともに、5万円という金額を定めた根拠について明らかにされたい。
- 2 老齢基礎年金の年金額と生活保護の生活扶助基準額との関係について明らかにされたい。

## 第2 物価スライド特例法の趣旨について

- 1 被告は、物価スライド特例法の趣旨について、平成12年度から平成14年度にかけて、物価指数の変動の比率がマイナスであったことから、上記比率を基準とする年金額の改定が行われるはずであったところ、当時の社会経済情勢に鑑み、その都度物価スライド特例法が制定され、上記各比率に応じた改定を行わないものとされたと主張する（被告第1準備書面第2の5(1)ア（19～20頁））。

さらに、平成12年特例法には存在しないものの、平成13年及び同14年特例法には、附則2条が設けられ、同条では、各年度以降において初めて行われる財政再計算までの間に、物価スライドを行わなかったことにより財政に与える影響を考慮して、年金額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しの検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨規定しており、平成1

3年及び同14年特例法の立法時においても、財政影響を考慮した所要の措置を講じることが予定されていたと主張する（被告第1準備書面第2の5(1)ア（20頁））。

2 しかし、物価スライド特例法が制定された背景については、「当時の社会経済情勢に鑑み」としか述べられておらず、同法の立法趣旨（立法事実）が必ずしも必要十分に明らかにされているとは言えない。

また、平成12年特例法には設けられなかった「附則2条」が、なぜ平成13年及び同14年特例法には設けられたのか、その経緯や立法趣旨（立法事実）が不明である。

さらに平成13年及び同14年特例法附則2条は、前述のように、各年度以降において初めて行われる財政再計算、すなわち平成16年の財政再計算までの間に、財政影響を考慮した所要の措置を講じる旨規定しているが、この同法附則2条における所要の措置を定めたのが、平成16年改正法であると思われ、そうになると、平成24年改正法と平成13年及び同14年特例法附則2条との関係が明らかでない。

しかも、被告は、この平成13年及び同14年特例法附則2条において、特例水準を解消することが予定されていたとも主張するが（被告第1準備書面第3の1(2)ウ（31頁））、同法附則2条には、年金額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しの検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとしか規定されておらず、ここからは、将来的に特例水準は解消されるべきであることを前提としているようには読み取ることができない。

（求釈明）

- 1 物価スライド特例法の立法趣旨（立法事実）について具体的に明らかにされたい。
- 2 平成12年特例法には定められていない「附則2条」が、平成13年及び同14年特例法に定められた経緯、立法趣旨（立法事実）を明らかにされたい。
- 3 平成13年及び同14年特例法附則2条と平成16年改正法及び平成24年改正法との関係について明らかにされたい。
- 4 平成13年及び同14年特例法附則2条において、特例水準を解消することが予定されていたとする主張の根拠について明らかにされたい。

### 第3 マクロ経済スライドと「年金の実質的価値の維持」の関係

- 1 被告は、昭和48年改正法において、物価スライド制が導入された目的について、「年金の実質的価値の維持」を挙げている（被告第1準備書面第2の4(2)ア（16頁））。

これに対し、平成16年改正法で導入されたマクロ経済スライドは、基礎年金部分及び報酬比例部分の双方について、年金財政の均衡が図られるまでの間、物価・賃金上昇を基準とした改定率から、公的年金制度の被保険者総数変動率と平均余命の伸び率とを勘案して決定された調整率を乗じて改定を行うものであり（被告第1準備書面第2の5(2)（21～22頁））、「年金の実質的価値の維持」という物価スライド制の目的と矛盾しているとも思える。

- 2 また、前述のように、老齢基礎年金は、「高齢者の平均的な生活費のうち、その基礎的な支出を賄うもの」であり、乙第1号証の政府委員の答弁にもあるように、老後の生活の基礎的部分を保障するものである。

とすれば、その基礎年金の実質的価値を維持する必要性は、報酬比例部分に比べても大きく、かかる基礎年金部分についてまで、マクロ経済スライドを適用した理由が不明である。

（求釈明）

- 1 物価スライド制の目的として主張されている「年金の実質的価値の維持」の要請は、マクロ経済スライドのもとでは放棄されたものと考えてよいか。
- 2 報酬比例部分だけでなく、基礎年金部分についてまでマクロ経済スライドを適用した理由について説明されたい。

### 第4 特例水準解消の必要性について

- 1 被告は、平成16年改正法で特例水準の解消が謳われることになった理由について、特例水準が解消されていない状況下では、マクロ経済スライドを適用すると、本来水準と特例水準の差を解消するためにより時間を要し、その結果、マクロ経済スライドの適用が長期化し、現在特例水準という、本来水準よりも高い年金給付のために必要な保険料を負担している現役世代が、将来年金給付を受け取る際、マクロ経済スライドによって所得代替率が低

下した水準の年金給付しか受けられず、世代間の公平を欠くことになりかねないからと主張する（被告第1準備書面第2の5(3)ア（22頁））。

さらに被告は、平成24年改正法の立法目的に関しても、特例水準が続くことは、平成16年の法改正による制度枠組みの下では、本来、将来世代の年金給付に当てられるはずであった財源が、今の高齢世代の年金給付に当てられるという事態が続いていることを意味し、将来世代の年金給付水準の低下を招くことになる、その上特例水準が解消されないことで、年金制度の長期的な持続可能性を担保するために必要なマクロ経済スライドの調整も発動しないことになるからと主張する（被告第1準備書面第2の5(3)イ（25頁））。

2 しかし、特例水準の解消とマクロ経済スライドの発動との論理的関係が明らかでなく、なぜ特例水準を解消しないとマクロ経済スライドを発動できないのかが、被告の主張からは判然としない。

被告は、特例水準が解消されていない状況下では、マクロ経済スライドを適用すると、本来水準と特例水準の差を解消するためにより時間を要し、その結果、マクロ経済スライドの適用が長期化すると主張するが、もともと特例水準は物価スライドを一時停止させただけの問題であるから、マクロ経済スライドのもとで、そもそもなぜ本来水準と特例水準の差を解消しなければならないのか、その理由が不明である。

しかも、現役世代が、特例水準という、本来水準よりも高い年金給付のために必要な保険料を負担しているとの点についても、特例水準の解消と年金保険料との関係が不明である。

さらに、特例水準が続くことは、本来、将来世代の年金給付に当てられるはずであった財源が、今の高齢世代の年金給付に当てられるという事態が続いていることを意味し、将来世代の年金給付水準の低下を招くとの点についても、特例水準が続くことで、なぜ将来世代の年金給付に当てられるはずであった財源が、今の高齢世代の年金給付に当てられることになるというのか、さらに、それによってなぜ将来世代の年金給付水準の低下を招くことになるというのか、説明が不足しているため理解が困難である。

また、仮に特例水準を解消する必要性があるとしても、なぜ平成25年から平成27年の3年間で解消しなければならなかった

のかについて説明がなされていない。

最後に、平成24年改正法は、平成16年改正法による制度枠組みを前提としているが、平成16年から平成24年までの経済停滞によって、賃金水準や物価水準が下落し、仮に特例水準が解消されていたとしても、マクロ経済スライドの調整が発動できない状況が続いていたことになる。したがって、制度の合理性が失われたとして、基本的な枠組みそのものを変更することは検討されなかったのでしょうか。

(求釈明)

- 1 特例水準の解消とマクロ経済スライドの発動との論理的関係、すなわち、なぜ特例水準を解消しないとマクロ経済スライドを発動できないのか、その理由を明らかにされたい。
- 2 特例水準の解消と現役世代の年金保険料との関係について明らかにされたい。
- 3 特例水準が続くことで、なぜ将来世代の年金給付に当てられるはずであった財源が、今の高齢世代の年金給付に当てられることになるのか、さらに、それによってなぜ将来世代の年金給付水準の低下を招くことになるのか、具体的に説明されたい。
- 4 年金の実額を削減してまで、平成25年から平成27年の3年間で特例水準を解消しなければならなかった具体的な必要性について明らかにされたい。
- 5 平成24年改正時において、平成16年改正法による制度枠組みの変更を検討したか否かにつき明らかにされるとともに、検討した場合、どのような制度を検討し、なぜその制度を導入しなかったのかについても説明されたい。

以上